



平成 26 年 9 月 22 日

各 位

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 伊木 宏
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大輔
(TEL 045-478-0041)

(変更)「臨時株主総会の日時等の決定に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 8 日付「臨時株主総会の日時等の決定に関するお知らせ」にてお知らせしていた臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催日を、平成 26 年 10 月 29 日(水曜日)に変更することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本臨時株式総会開催日時及び開催場所

(変更前) (1)開催日時平成 26 年 11 月 4 日(火曜日) 午前 10 時

(2)開催場所 横浜市港北区新横浜三丁目 4 番地

新横浜プリンスホテル

(変更後) (1)開催日時平成 26 年 10 月 29 日(水曜日) 午前 10 時

(2)開催場所 横浜市港北区新横浜三丁目 4 番地

新横浜プリンスホテル

2. 変更の理由

当社は、平成 26 年 9 月 8 日付「臨時株主総会の日時等の決定に関するお知らせ」にて、本臨時株主総会の招集を請求している当社の株主である木村佳司氏(以下「請求株主」といいます。)からの要求を汲み、同年 11 月 4 日に本臨時株主総会を開催するとの決議をした旨、お知らせしておりました。

その後、請求株主が横浜地方裁判所に対して申し立てている株主総会招集許可申立事件において、請求株主より、平成 26 年 9 月 30 日を基準日とする場合、同裁判所の許可を得た上、請求株主が招集権者として、同年 10 月 29 日(水曜日)に本臨時株主総会を招集し、開催することが可能であるとの新たな主張がなされました。

当社は当該主張について真摯に検討いたしました。当社としては、請求株主が招集権者として、当社の株主名簿管理人等の支援を受けることなく同日に本臨時株主総会を開催可能であるとする請求株主の新たな主張は、客観的裏付けに乏しく、不安要素が払拭できないと考えます。したがって、当社としては、従前ご説明したとおり、5 万人以上の株主の皆様がいらっしゃる当社において、株主の皆様にご混乱が生じることを回避するためには、当社が招集権者として本臨時株主総会を招集することが必要であるとの考えから、当社の株主名簿管理人等とも協議し、通常よりも迅速な準備を要請し、これに対する協力が得られたため、当社が本臨時株主総会を同年 10 月 29 日に招集し、開催することが可能であると判断し、上記のとおり、開催日の変更を決定したものです。

3. その他

上記の開催日の変更の点を除き、本臨時株主総会に関して、従前当社から公表している内容に変更はありません。

当社から新たに取締役の選任などを本臨時株主総会の目的とすることを提案することを含め、付議議案の詳細につきましては、詳細が確定次第、速やかにお知らせいたします。また、付議議案につきましては、本臨時株主総会の招集ご通知にてお知らせいたします。

以上